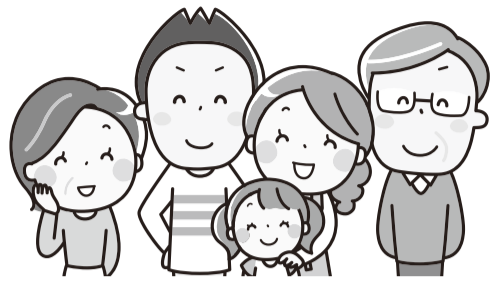


発送します



2. 自宅のパソコンから申し込めます 「Web口座振替受付サービス」

自宅のパソコンから、市ホームページを通じて、委託先のシステム会社のサイトから申し込めます。通帳・キャッシュカードなど、金融機関名・支店名・口座番号などが確認できるものを用意してから手続きしてください。



3. 金融機関やゆうちょ銀行などで 「口座振替」の手続きができます

身分証明書・キャッシュカードがない、暗証番号がわからないなどの場合は、通帳・届出印を持って、市内の金融機関、ゆうちょ銀行（郵便局）、市役所、支所・連絡所で手続きしてください。



保険料の納付で困ったら相談を

保険料を完納している世帯との公平性を保つため、保険料を滞納しつづけている世帯には、差し押さえなどの滞納処分を行います。

市では納付に関する相談を行っています。納付相談員が未納世帯の訪問もしていますので、支払いが困難な場合はご相談ください。不在のときには、不在票を投函しています。

平日に相談できない人のために、休日納付相談を毎月最終日曜日に行っています。日時が変わることもありますので、事前に市ホームページや広報やちよで確認してください。



はしご受診などはやめ 一人ひとりが医療費の節約を

●かかりつけ医を持ちましょう

大きな病院では精密な診断が受けられますが、長時間待たされることもあります。気軽に何でも相談できる「かかりつけ医」を持ち、日頃から自分の健康をチェックするようにしましょう。そうすれば、大病の兆候に早く気づいて治療に取り組むことができ、早期の回復と医療費の節約につながります。

●はしご受診はやめましょう

同じような症状で何軒もの医療機関にかかると、初診料がかかるばかりか、似たような薬を同時に服用することになり、かえって体調が崩れることがあります。転々と病院を替えるはしご受診はせず、医師や薬剤師とよく相談しましょう。

ジェネリック医薬品差額通知を 年2回送付します

8月と2月に、ジェネリック医薬品（後発医薬品）差額通知を対象者に送付する予定です。この通知は、現在処方を受けている薬をジェネリック医薬品に切り替えることで、自己負担額がどのくらい安くなるかを試算したものです。

ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許がされた後に製造・販売される、同等な成分を持つ安価な医薬品のことです。切り替えることにより自己負担額が安くなると同時に、市の医療費削減にもつながります。通知が届いた人は、切り替えの参考資料として活用してください。

ただし、必ずしもジェネリック医薬品に切り替えなければならないものではありません。

国保の医療費通知は 大切に保管してください

国民健康保険被保険者の医療費通知を世帯主あてに、年3回送付しています。6月に前年12月～今年3月診療分、10月に4月～7月診療分、翌年2月に8月～11月診療分を送付する予定です。医療費通知は確定申告の際に添付資料として使用できます。捨てないよう大切に保管してください。医療機関などからの請求が遅れている場合など、医療費が医療費通知に記載されない場合もあるため、医療機関などの領収書も大切に保管してください。



交通事故などの第三者行為で 保険証を使用する場合は連絡を

交通事故など第三者の行為によるケガで保険証を使って治療を受ける場合は、届出が必要です。使用する前に、国保年金課へ連絡をお願いします。

**お問い合わせは
国保年金課
☎483-1151(代表)へ**

新型コロナウイルスに伴う支援

お問い合わせは国保年金課☎483-1151(代表)へ

■保険料の減免制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯を対象とした、保険料の減免制度があります。減免を受けるためには申請が必要です。

■傷病手当金

国保・後期に加入している被用者（給与の支払いを受けている人）のうち、新型コロナウイルスに感染した、または発熱などの症状があり感染が疑われ、労務に服することができなかつた人に、傷病手当金を支給します。

支給には要件があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

■被保険者資格証明書が交付されている人

新型コロナウイルス感染症の疑いで帰国者・接触者外来を受診される場合、保険証を提示した時と同じ窓口負担割合（3割または2割）で受診できます。新型コロナウイルス感染症の発症が疑われる場合は、帰国者・接触者相談センターに相談の上、帰国者・接触者外来を受診するときには「被保険者資格証明書」を提示してください。

ペットボトルはルールを守って出しましょう

夏はペットボトル飲料が多く消費されます。①キャップとラベルを外す、②水ですすぐ、③軽くつぶす、④集積場所の青い網袋へ入れるというルールを守って出してください。中身が残っているままやレジ袋などに入れたままの状態では出さないでください。飲料・食品用以外のペットボトルや油分のあるペットボトル、汚れのひどいものは資源として再生できません。可燃ごみで出してください。

不法投棄通報受付専用電話	粗大ごみ受付専用電話
フリーダイヤル（ファクス兼用） やちよし ゴミゼロ 0120-844-530	（収集依頼受付・要予約） 483-4506 平日9時～16時30分 （祝日を除く）

7月の資源物・ごみ収集日	コメ	該当地域	指定袋使用		資源物		コメ	該当地域	指定袋使用		資源物	
			不燃・有害ごみ	可燃ごみ	びん缶類 ペットボトル	紙布類 紙パック			不燃・有害ごみ	可燃ごみ	びん缶類 ペットボトル	紙布類 紙パック
1		大和田（成田街道南側） 村上（3200・3300・3500番台の成田街道南側） 萱田町（成田街道南側） 大和田新田（県道幕張八千代線から東側） 高津（県道幕張八千代線から東側）	7（第1火） 21（第3火）	月・水・金 24日は休み	木 23日は休み	土	9	村上（成田街道北側で新川西側）、萱田町・萱田・大和田（成田街道北側から東葉高速線南側）、大和田新田（300・400・500・700番台の成田街道北側から東葉高速線南側）、ゆりのき台1・2丁目	2（第1木） 16（第3木）	月・水・金 24日は休み	火	土
2		八千代台北	14（第2火） 28（第4火）				10	高津（県道幕張八千代線から西側）、高津東 大和田新田（100・200番台の成田街道南側で県道幕張八千代線から西側）	9（第2木） 休み（第4木）			
3		八千代台西、八千代台南	7（第1火） 21（第3火）				11	高津団地 大和田新田（1～99番地の成田街道南側）	2（第1木） 16（第3木）			
4		八千代台東	14（第2火） 28（第4火）				12	大和田新田（900・1000・1100番台の成田街道北側から東葉高速線南側）、緑が丘2～4丁目、緑が丘西（東葉高速線南側）	9（第2木） 休み（第4木）			
5		上高野	1（第1水） 15（第3水）	火・木・土 23日は休み	金 24日は休み	月	13	勝田台	3（第1金） 17（第3金）	火・木・土 23日は休み	水	月
6		村上団地	8（第2水） 22（第4水）				14	勝田台南、勝田、ゆりのき台3～8丁目、麦丸、萱田町（500番台を除く東葉高速線北側） 萱田（東葉高速線北側）	10（第2金） 休み（第4金）			
7		村上（新川の東側）、村上南、下市場、勝田台北	1（第1水） 15（第3水）				15	萱田町（500番台の東葉高速線北側）、大和田新田（東葉高速線北側）、吉橋、尾崎 緑が丘1・5丁目、緑が丘西（東葉高速線北側）	3（第1金） 17（第3金）			
8		神野、保品、下高野、米本、米本団地、堀の内	8（第2水） 22（第4水）				16	真木野、小池、佐山、平戸、神久保、島田台、島田、桑橋、桑納、大学町	10（第2金） 休み（第4金）			

◆お問い合わせは、クリーン推進課☎（483）1151（代表）または清掃センター☎（483）4521（486）1011へ